令和８年９月４日現在

国　籍　等　の　申　出
に　関　す　る　質　疑　事　項　集

（凡例）

法　　：不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）

規　　則：不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）

第１　総論
第２　申請情報
第３　国籍等を証する情報
第４　国籍等の記録等
第５　その他

質　　疑	回　　答
第１　総論 **１　申出の意義**	
問１　「相続登記をより適正かつ円滑に実施することにも資する」とは、具体的にどのような場面を想定したものなのか。	所有権の登記名義人の国籍等は、当該登記名義人に相続が生じた場合に適用される準拠法を確認する上で基礎となる情報である。例えば、所有権の登記名義人がどの国の国籍を有しているのかが分からなければ、その者についての相続登記の申請や相談があった場合に、準拠法を確認するのに時間を要することが想定され、ひいては適正かつ円滑に相続登記を実施することに支障が生ずるものと考えられる。
２　検索用情報管理ファイルに記録すべき情報	
問２　国内居住者・国外居住者の区別なく、申出があった検索用情報は全て検索用情報管理ファイルに記録する必要があるとの理解でよいか。	御理解のとおり。
３　国籍等に変更があった場合	
問３　同時申出をする際に、所有権の登記名義人となる者について、帰化の許可申請がされ、その許可の官報公告がされていない場合には、帰化前の国籍等を申請情報として提供すべきとの理解でよいか。	御理解のとおり。 なお、帰化の許可の公告がされた場合には、改めて単独申出をするよう促すことが望ましい。
問４　国籍等が検索用情報管理ファイルに記録された後に、当該国籍等に変更があった場合には、改めて検索用情報の申出をすることになると考えるが、この場合の添付情報として提供する国籍等を証する情報は、変更	御理解のとおり。

後の国籍等を証する情報のみで足りるとの理解でよいか。

問５　改正規則が施行された後、検索用情報管理ファイルに記録することができるようになるまでの期間において、同一人から複数回にわたり申出がされた場合（ただし、２回目以降の申出に係る国籍等が１回目の国籍等と相違する場合）には、どのような処理をすることになるのか。

当該申出がオンラインでされた場合には、移行作業において最新の申出情報を検索用情報管理ファイルに登録するため、特段の対応は不要である。また、当該申出が書面でされた場合には、令和８年９月４日付け総務課登記情報センター室補佐官及び民事第二課補佐官事務連絡の記２(1)イ(イ)で示された国籍等入力ファイルに所要の入力をすることになる。

４　却下・補正

問６　補正を求める場合の「登記官が補正のために定めた期間」とはどの程度の期間を指すのか。

例えば、国内に居住する所有権の登記名義人についてはおおむね一週間程度、国外に居住する所有権の登記名義人についてはおおむね二週間程度の期間とすることが考えられるが、飽くまで、登記官の裁量によることとなる。

問７　同時申出の場合において、国籍等の補正に応じないことを理由に申請を却下することはできないとの理解でよいか。

御理解のとおり。国籍等について補正を求めたものの補正がされない場合には、登記官が添付情報を確認し、申請情報を記載した書面や電子申請管理用紙の該当箇所に朱書きで所要の国名等を記載するとともに、検索用情報管理ファイルにも当該国名等を記録することとなる。

第２　申請情報

問８　申請情報に、国籍等の情報が空欄である場合には、補正を求めることとなるが、申請情報に「国籍等の情報は提供しない」等の記録がされているときは、補正を求めることなく職権により国籍等を記録することとして差し支えないか。

申請情報に「国籍等の情報は提供しない」等の記録がされている場合であっても、まずは申請人又はその代理人に補正を求めるものとする。補正を求めた結果、登記官が補正のために定めた期間内に補正がされなかった場合には、添付情報及び住基ネットへの確認の結果から判明する国籍等を検索用情報管理フ

		ファイルに記録する。
問9	添付情報の内容から、日本の国籍を有していることが明らかな場合には、国籍等の申出がないときでも、補正を求めることなく職権で検索用情報管理ファイルに記録することとして差し支えないか。	改正後の規則第１５８条の３９第１項第６号では、国籍等は検索用情報の一つとして申し出るものとされていることから、まずは補正を求め、申請人に申請（申出）情報を補完させるべきと考える。
問10	国籍等を、申請用総合ソフトの「その他事項」欄に入力して申出情報が提供された場合には、どのように取り扱うのか。	まずは、所定の項目による国籍等の情報の提供と、「その他事項」欄に記録された情報の削除について補正を求めることとなる。補正に応じない場合には、そのまま登記の審査を進めざるを得ないが、登記完了証には「その他事項」欄に記録された国籍等が編集されないように所要の措置を講ずる必要がある。
問11	検索用情報のうち、国籍等だけを申し出ない場合には、どのように対応すべきか。	改正後の規則では、国籍等は検索用情報の一つとして申し出るものとされていることから、まずは補正を求め、申請（申出）情報を補完すべきと考える。その上で、補正がされない場合には、登記官が添付情報を確認し、申請情報を記載した書面又は電子申請管理用紙の該当箇所に朱書きで所要の国名等を記載するとともに、検索用情報管理ファイルにも当該国名等を記録することとなる。
問12	申請情報のうち、国籍等の情報を提供することなく申請がされた場合において、補正を求めたものの、その補正がされないときは、添付情報を確認した上で、国籍等が判明した場合にはその国名等を、判明しない場合には「日本以外」又は「国籍不明」のいずれかを検索用情報管理ファイルに記録するという理解でよいか。	御理解のとおり。
問13	単独申出がされた後に、当該申出	同時申出の場合と異なり、単独申出の場合

	に不備があり補正を求めたが、登記官が定めた期間内に補正がされない場合には、申出の内容から国籍等が判明しているときであっても、当該申出を却下し、検索用情報管理ファイルへの記録もしないとの理解でよいか。	は申出自体が却下となることから、御理解のとおり。
第３　国籍等を証する情報 **１　適式な国籍等を証する情報の提供**		
問 14	同時申出において、申請情報として国籍等の情報は提供されているが、国籍等を証する情報が提供されておらず、その補正を求めたものの、登記官が定めた期間内に補正がされない場合には、補正をする意思はないものと判断し、その後の手続を進めることとして差し支えないとの理解でよいか。	御理解のとおり。
問 15	国籍等を「日本」として申出があった場合において、住民票の写しに「本籍欄」が表示されていれば、内容が「省略」とされていても日本の国籍を有する者と判断できるとの理解よいか。	御理解のとおり。この場合には、適式な国籍等を証する情報の提供があったものとして補正を求めることなく検索用情報管理ファイルに国籍等を「日本」として記録して差し支えない。
問 16	住所を証する情報として、住民票コードが提供されている場合には、国籍等を確認することができないため、改めて国籍等を証する情報の提供を求める必要があるとの理解でよいか。	国籍等を「日本」として申出があった場合において、住民票コードが提供され、当該コードに基づき住基ネット情報を確認する際に、日本の国籍を有する者であることを把握できた場合には、改めて国籍等を証する情報の提供を求めることなく、国籍等を「日本」として記録して差し支えない。他方、「日本」以外の国籍等を有するものとして申出があった場合においては、御理解のとおり。
問 17	所有権の登記名義人となる者が日	御理解のとおり。

	本の国籍を有する者である場合には、国籍等を証する情報として、「法定相続情報一覧図の写し」を提供することとしても差し支えないとの理解でよいか。	
問18	国外に住所を有する日本の国籍を有する者が、所有権の登記名義人になる者である場合において、住所を証する情報として、国籍等が記載されていない公証人が作成した宣誓供述書等が提供されたときは、旅券の写しや戸籍謄本等を、国籍等を証する情報として提供する必要があるとの理解でよいか。	御理解のとおり。
問19	国外に居住する外国人について、旅券等の国籍等を証する情報がない場合には、令和５年１２月１５日付け法務省民二第１５９６号法務省民事局長通達第１の１(2)イの「所有権の登記名義人が旅券を所持していないとき」に準じて取り扱うこととなるとの理解でよいか。	御理解のとおり。
問20	公証人が作成した宣誓供述書等が、国籍等を証する情報として提供された場合において、当該宣誓供述書等には、国籍等の記録がされておらず、他の添付情報からも、申請情報として提供された国籍等の確認をすることができないときは、旅券の写し等の必要な添付情報の提供をするよう補正を求め、その補正がされない場合には、検索用情報管理ファイルに「国籍不明」と記録することとなるとの理解でよいか。	御理解のとおり。
問21	国籍等を証する情報が日本語以外	御理解のとおり。

の文字で作成されている場合には、登記申請と同様に、訳文の提供も必要であるとの理解でよいか。	
問22　任意代理人が検索用情報の申出をする場合において、代理権限を証する情報に、国籍等が明記されている場合には、国籍等を証する情報の提供を省略することができると考えるがどうか。	代理権限証明情報は、代理人への委任内容を証明するものではあるが、国籍等を証明するものではないため、省略することはできない。
2　その他の取扱い	
問23　国籍等を証する情報として提供された旅券の写し等に申出人の原本に相違ない旨の記載がない場合には、補正を求めることとなるが、登記官が定めた期間内に補正がされない場合には、補正をする意思はないものと判断し、当該旅券等の写し等を参考にして、登記官が確認した国籍等を検索用情報管理ファイルに記録することとなるとの理解でよいか。	御理解のとおり。
問24　国籍等を証する情報として旅券、在留カード、特別永住者証明書の写しを添付させる場合、どの部分の写しが必要か。	旅券について、令和５年１２月１５日付け法務省民二第１５９６号法務省民事局長通達第１の１(2)アの要領により、国籍等が記載された箇所が含まれる写しが必要となる。 在留カード及び特別永住者証明書について、令和８年６月９日付け民事第二課補佐官事務連絡記２(1)の要領により、その裏面を除くものの写しが必要となる。
問25　国籍等を証する情報が、旅券等その原本を提供することができないものである場合には、申出人がその写しに原本と相違ないものであることを証明して提供することとなるが、申請代理人が原本と相違ないもので	御理解のとおり。

あることを証明している場合には、申出人が原本と相違ないものであることを証明した情報を提供するよう補正を求め、その補正がされないときは、申請代理人が原本と相違ないものであることを証明した情報を参考として、登記官が確認した国籍等を検索用情報管理ファイルに記録することとなるとの理解でよいか。

第４　国籍等の記録等

１　国籍等の分類・記録

問 26　「日本以外」「国籍不明」「無国籍」とは、それぞれどのようなものをいうのか。

「日本以外」とは、所有権の登記名義人の国籍等について、住民票に国籍欄は表示されているものの具体的な国名が省略されており、かつ補正がされない場合など、少なくとも日本の国籍ではないことまでは確認することができたものの、日本以外のいずれの国籍等に該当するかが判明しなかった場合をいう。

「国籍不明」とは、所有権の登記名義人の国籍等について、日本の国籍を含めたどの国籍等に該当するかが全く判明しなかった場合をいう。

「無国籍」とは、所有権の登記名義人の国籍等について、国籍を持たないものとして、国籍等を証する情報に「無国籍」と明記されている場合をいう。

問 27　申出があった国籍等は「台湾」であるが国籍等を証する情報の表記は「中国」であった場合、申出があった国籍等は「大韓民国」であるが国籍等を証する情報の表記は「朝鮮」であった場合、検索用情報管理ファイルの記録はどのようにしたらよいか。

前者については国籍等の選択プルダウンから「台湾」を選択し、検索用情報管理ファイルに記録する。後者については国籍等の選択プルダウンから「朝鮮」を選択し、検索用情報管理ファイルに記録する。

2　二以上の国籍を有する場合

問28　いわゆる重国籍の者が所有権の登記名義人となる者である場合には、該当する国籍等の全てを申し出ることとなるとの理解でよいか。

御理解のとおり。

問29　所有権の登記名義人となる者の国籍が、二以上の国又は地域であるとして、複数の国籍等の情報が提供された場合において、その一部の国又は地域に係る国籍等を証する情報が提供されていないときは、どのように取り扱うべきか。

国籍等を証する情報が提供されていない国又は地域について、改めて、国籍等を証する情報を提供するよう、補正を求めるべきと考える。その上で、補正がされない場合には、登記官が添付情報を確認し、申請情報を記載した書面の該当箇所に朱書きで所要の国名等を記載するとともに、問１１の場合と同様に、検索用情報管理ファイルにも当該国名等を記録することとなる。

第５　その他

１　開示請求

問30　検索用情報管理ファイルに記録された個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個情法」という。）第７６条第１項に基づく開示請求をする場合には、どのような手続になるのか。

検索用情報管理ファイルは、法務大臣が備えるものとされており（規則第１５８条の３８第１項）、開示請求も法務大臣にすることとなるため、開示請求書を法務省大臣官房秘書課宛てに提出して開示請求をすることとなる。

なお、検索用情報管理ファイルは、個情法第７４条第１項の個人情報ファイルとして、同項各号に掲げる事項を公開しているが、同項第９号に掲げる事項として、個情法第７６条第１項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地も公開することとされており、この組織については、大臣官房秘書課としている。

問31　申出立件関係つづり込み帳につづり込まれた書類について、個情法第７６条第１項に基づく開示請求をする場合には、どのような手続になる

申出立件関係つづり込み帳につづり込まれた書類は、登記官が調製して保存することとなるが、登記簿の附属書類ではないため、個情法第７６条第１項に基づく開示請求とな

のか。

る。開示請求は、各局の開示請求窓口に開示請求書を提出してすることになる。

2　行政共助

問 32　行政機関から、行政共助として、申出立件関係つづり込み帳につづり込まれた書類の確認をしたいとの求めがあった場合には、どのように対応すべきか。

これまでも登記情報や地図情報等については、法令の規定があるものについては、個人情報が含まれているものについても行政共助として情報提供をしているところであるが、この取扱いは、申出立件関係つづり込み帳につづり込まれた書類についても同様である。

なお、法務局が保有する保有個人情報は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないのが原則である（個情法第６７条第１項）が、他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（個情法第６７条第２項第３号）は、保有個人情報を提供することができる（個情法第６７条第２項柱書）とされている。

3　登記簿の附属書類の閲覧

問 33　登記簿の附属書類の閲覧として、同時申出がされた所有権の移転の登記の申請情報等について、法第１２１条第３項の閲覧が請求された場合には、出生の年月日及び電子メールアドレスと同様に国籍等についても「正当な理由がある」とは認められず、閲覧することができないような措置を講ずるべきとの理解でよいか。

基本的には御理解のとおり。ただし、「正当な理由がある」かどうかは、個別の事案に応じて判断する必要があるので、留意すること。

問34　国籍等の申出に関する不動産登記規則の施行に伴い、登記簿の附属書類の閲覧事務にどのような影響があるか。

1．同時申出について

同時申出は、登記の申請情報に国籍等を始めとした検索用情報を含めて行うことになるため、当該登記の申請書の閲覧請求に影響が生ずることになる。

(1) 申請人以外の者がする附属書類の閲覧請求（法第１２１条第３項）について

本請求は「正当な理由があると認められる部分」に限って閲覧が認められるものであるが、申請情報の内容である検索用情報のうち、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等については、一般に「正当な理由がある」とは認められないため、申請書の他の部分の閲覧について正当な理由があると認められる者に当該申請書を閲覧させるときは、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等を閲覧できないようにする措置（マスキング用テープの貼付等）を講ずることが相当である。

(2) 自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧請求（法第１２１条第４項）

本請求には「正当な理由」の要件はないことから、閲覧に際して前記(1)のような措置を講ずる必要はない。

2．単独申出について

本申出は、登記の申請から独立した申出であり、検索用情報申出書及び検索用情報申出添付書面は登記簿の附属書類に該当しないため、法に基づく閲覧請求を行うことはできない。